

旧吉田茂邸活用検討会議設置要綱

平成 18 年 10 月 31 日

大磯町告示第 98 号

(設置)

第 1 条 旧吉田茂邸について、町民との協働により活用の方策を検討するため、旧吉田茂邸活用検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 旧吉田茂邸の利活用方策について、町長に提言すること。
- (2) その他旧吉田茂邸の利活用に必要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 10 名以内で組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 大磯町区長連絡協議会
- (2) 大磯町商工会
- (3) 大磯町観光協会
- (4) その他町長が必要と認める者
(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長各 1 名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱した日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、会議の運営上必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、企画室において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この告示は、平成 20 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。